

令和８年度

「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進事業
のための先進モデル構築事業」

仕 様 書

令和８年８月２６日

スポーツ庁健康スポーツ課

1. 事業名

令和８年度「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業」

2. 現状と課題

国民一人ひとりのスポーツの実施促進を図り、生涯を通じた運動・スポーツの継続を実現するためには、運動・スポーツを行うことができる環境の整備が重要である。特に、日常生活圏内などの身近な場所に運動・スポーツを実施できる場が確保されていることが継続的な実施に向けた重要な要素となっている。

そうした中、学校体育施設や社会体育施設等の公共スポーツ施設の地域資源は、地域住民のスポーツ実施の場として大きな可能性を有しているものの、運営体制や利用環境等の課題から、十分な活用がなされていない地域も見られる。

学校体育施設については、地域住民の身近な運動・スポーツ機会提供の場として期待される一方で、従来からの教職員による管理・運営を中心とする体制や安全面への懸念等から、活用が十分とは言えない状況にある。

また、公共スポーツ施設については、管理・運営における民間事業者の知見やノウハウの活用が進みつつあるものの、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や利用者ニーズに応じたプログラム提供の不足等により、その有する価値を十分に発揮しているとは言えない状況にある。

3. 事業の目的

国と地方公共団体が相互に連携を図りつつ、民間事業者が有する運動プログラムの開発・提供に関する知見や、参加者の継続的な取組を促進するノウハウ、運動・スポーツ施設の管理運営に係る知見等を活用することにより、学校体育施設（廃校施設を含む。）や公共スポーツ施設その他の地域のスポーツ施設等の効果的かつ効率的な利活用を推進する。

また、地域住民がライフステージごとの運動・スポーツ実施の阻害要因を解消しつつ、身近な場所で生涯を通じて運動・スポーツを継続できる機会を提供するとともに、生涯スポーツの推進モデルを構築する。

さらに、学校体育施設等の更なる利活用の推進や地方公共団体職員等の事務負担軽減を図る観点から、本事業を通じて学校体育施設等の管理・運営の業務委託、指定管理者制度、PFI等の外部リソースを活用した管理・運営手法の普及に向けた検討を促進し、その成果の全国展開を図る。

4. 事業の内容

上記目的の達成に向けて、次に掲げる（１）から（４）までの事項に関して、事業計画書において具体的な提案を行うこととする。

（１）会議の開催

① 事業運営委員会

事業全体の方針の検討及び決定を含む進捗管理、運動プログラム及び施設活用方策を含む事業成果全体の評価・分析、事業終了後の継続方策及びビジネスモデルの検討、成果報告書の作成等を行うため、５名以上の委員から構成される事業運営委員会を設置し、３回以上開催すること。なお、委員のうち２名は、②の各分科会の公共スポーツ施設の管理運営に関する学識経験者とする。

② 地域分科会

運動プログラムを実施する地方公共団体ごとに、運動プログラムの対象や内容、施設の利活用方法、管理運営の業務委託に関する課題の洗い出し等の地域の状況に応じた専門的事項を検討するため、４名以上の委員で構成される分科会を設置し、３回以上開催すること。なお、各分科会には、公共スポーツ施設の管理運営に関する学識経験者、当該地域で運動プログラム等を担う者、対象となる地方公共団体のスポーツ主管部局や学校施設の担当部局等の職員等から構成すること。

①、②のいずれの会議体においても、受託者は事業開始後にスポーツ庁と協議の上、委員を決定するが、申請段階において委員候補を理由も含めて提案すること。その際、委員候補者への事前了承等は不要とするが、事業開始後の委嘱等の手続きは受託者において速やかに行うこと。

なお、本件に関連する受託者の業務内容としては、開催のための委員等との日程調整、会議資料の作成・準備、議事録の作成等の運営及び委員に対する謝金、旅費の支払い、最終報告書作成のとりまとめ等が想定される。①、②のいずれの会議にも担当部局が出席するため、会議の開催前には担当部局との打ち合わせを行うこと。

また、各会議は原則としてオンラインにて開催することを想定しているが、受託者はスポーツ庁内で会議の運営を行うこと。

なお、想定される会議の議題や委員の役割、居住地等を勘案し、対面での出席が見込まれる場合には、当該委員の旅費を計上しても差し支えない。

<経費積算時の留意事項>

- ・ 有識者への謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

謝金（税抜）：@ 14,600円

旅費（税抜）：@ 18,000円

※ 上記の単価を基に、想定している委員の人数や委員会の回数等を踏まえ、全員が出席するものとして積算する。ただし、旅費については、上記のとおりに、対面での出席が見込まれる委員がいる場合のみ計上すること。

※ 旅費の単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用するものであり、実際は実費精算とする。

（２）運動プログラムの開発

スポーツ庁による事前の意向調査において本事業への参加意思を表明した２つの地方公共団体（団体名、使用を希望する施設等の詳細については別紙参照）の全てにおいて、地方公共団体、民間事業者、地域のスポーツ団体、大学その他の研究機関等と連携しながら、地方公共団体の規模や対象とする利用者の年齢層に応じた運動プログラムを開発した上で、試行と検証を行うこと。運動プログラムの試行は、各施設の利用状況等を踏まえながら、効果検証が可能な回数を実施すること。（少なくとも各施設において10回以上実施すること。）

その際、プログラム内容の充実、参加者数の確保、プログラム継続率の向上、事業終了後のビジネスモデル化に必要な内容等を明らかにするため、地域課題や地域住民のニーズ等に応じた運動プログラムに付随するサービスの検討及び試行を行うこととする。

なお、運動プログラムの開発とその試行・検証にあたっては、モデル地域における民間事業者、地方公共団体（スポーツ主管部局、学校施設担当者等）、地域のスポーツ協会、研究機関（大学、研究所）等と連携して取組を行うこととするが、申請段階では本事業への参画を想定する団体等への事前了承の取り付け等は必須としないが、契約締結後、速やかに連携体制等の構築を図る必要がある点に留意すること。

（３）外部リソースを活用した地域スポーツ施設の管理運営に向けた課題の整理

受託者は、生涯スポーツの推進及び地域スポーツ環境の充実に向けて、学校体育施設や社会体育施設等の利活用状況、施設管理運営上の課題及び民間事業者との連携効果、地域住民のニーズ（例：施設の活用方法やプログラムの内容・開催頻度）等を整理すること。

また、学校体育施設等の管理運営業務について、地方公共団体と連携して、業務委託、指定管理者制度、PFI等の外部リソース活用の可能性及び課題について整理を行うとともに、その解決方策や地方公共団体への導入促進に向けた検討を行うこと。

さらに、運動プログラム等の試行結果について、参加者属性、参加者数（参加率）、継続率、満足度、健康増進効果及び運動・スポーツ実施の定着への影響に加え、ビジネスモデル化等の観点から効果検証を実施することが望ましい。

(4) スポーツ庁との打ち合わせ

受託者は、事業の方向性の確認及び進捗管理のため、スポーツ庁との定例ミーティングを原則月1回以上（1回当たり2時間を基本とする。）実施すること。

また、事業運営委員会及び分科会開催前には、議題及び資料確認のための事前打ち合わせを実施すること。

なお、定例ミーティングは、4.（1）記載の事業運営委員会及び分科会開催前の打合せを兼ねることも可能とするが、その場合であっても、年度末に報告書作成のための単独の打合せ機会を1回以上設定すること。

5. 成果物

(1) 事業運営委員会及び各地域分科会会議資料及び議事録一式

(2) 委託業務成果報告書 20部（A4版）

委託業務成果報告書には以下の内容を含めること。

① 開発した運動プログラムの内容とその試行・検証結果一式

② 学校体育施設等の管理運営業務の外部委託等に向けた課題とその解決策に係る検討結果一式

また、報告書は印刷物の外、電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft PowerPoint形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

(3) 委託業務成果報告書概要（電子媒体）

委託業務成果報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式 Microsoft PowerPoint形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

(4) その他、事業で作成した資料及びデータ一式

電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式 Microsoft PowerPoint形式等編集可能なファイル）によって納品すること。

6. 委託契約期間

契約を締結した日～令和9年3月31日（水）

7. 納品期限

令和9年3月31日（水）

※ 素案を納入期限の2～3週間前にスポーツ庁に提出すること。スポーツ庁から修正指示があった際は、スポーツ庁の承認を経て作成し納品すること。

8. 納品場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館
スポーツ庁健康スポーツ課（東館13階）

※ 電子媒体については、メール（kensport@mext.go.jp）にて提出を行うことも可能とする。

9. 事業規模

事業規模は120,000千円（税込）を上限とする。

10. 応募者に求める要求要件

（1）要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「（2）要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

（2）要求要件の詳細

1 事業内容及び実施方法

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

* 1-1-1 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。

* 1-1-2 事業趣旨と事業対象が的確に捉えられており、仕様書に記載の内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自提案がされていれば、内容に応じて加点する。〕

1-2 事業実施方法の妥当性・独創性

* 1-2-1 事業の実施方法が妥当で具体的であること。

〔その手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

* 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性・効率性

* 1-3-1 事業（イベント開催含む）の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

2-1-1 過去に学校体育施設等の管理運営業務の実績や、当該施設における運動プログラム等の実施経験があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。また再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務担当予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に学校体育施設等の管理運営業務の実績や、当該施設における運動プログラム等の実施経験があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 業務遂行のため、事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業担当者について、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
- スポーツ庁「Sport in Life 推進プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする（※1））

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

11. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

12. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

13. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

14. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を

比較する。

- ・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

15. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

16. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

17. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

18. 補足事項

- （1）本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じて報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項や本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うこと。
- (3) 企業連携して事業を実施する場合は、申請段階において該当する企業への事前了承を行うこと。

令和8年度「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業」への参画を希望する自治体

1. 栃木県さくら市

(1) 基本情報

- ・ 担当部署：教育委員会事務局 スポーツ振興課
- ・ 所在地：栃木県さくら市氏家 2771 番地（本庁舎）
- ・ 人口：43,437 人（令和8年8月1日時点）
- ・ 20 歳以上人口：35,999 人（令和8年8月1日時点）
- ・ 65 歳以上人口：11,771 人（令和8年8月1日時点）
- ・ 高齢化率：27.09%（令和8年8月1日時点）
- ・ 週1回以上の運動・スポーツ実施率：30.2%（令和8年2月時点）
- ・ 地方スポーツ推進計画：策定済み（平成24年3月策定）

(2) 活用予定施設

① 鷲宿体育館

- ・ 設置年：1988 年（昭和 63 年）
- ・ 所在地：栃木県さくら市鷲宿 950
- ・ 面積：825.3 m²
- ・ アクセス：自動車（駐車場あり）
- ・ 管理主体：さくら市教育委員会事務局スポーツ振興課
- ・ 利用可能時間：平日日中は利用が少なく利用可能
夜間・土日祝は一定の利用あり

② 金鹿体育館

- ・ 設置年：1989 年（平成元年）
- ・ 所在地：栃木県さくら市鹿子畑 1243-3
- ・ 面積：854.64 m²
- ・ アクセス：自動車（駐車場あり、台数限定）
- ・ 管理主体：さくら市教育委員会事務局 スポーツ振興課
- ・ 利用可能時間：利用が入っていない時間帯があり、概ね利用可能

③ 喜連川高跡地体育館

- ・ 設置年：1967 年（昭和 42 年）
- ・ 所在地：栃木県さくら市喜連川 561

- 面積：1,448 m²
- アクセス：自動車（駐車場あり）
- 管理主体：さくら市教育委員会事務局 スポーツ振興課
- 利用可能時間：金曜日午前はバドミントン教室あり、その他は概ね利用可能
夜間・土日祝は一定利用あり

④ 喜連川小学校体育館

- 設置年：1990 年（平成 2 年）
- 所在地：栃木県さくら市喜連川 3911
- 面積：1,092 m²
- 管理主体：さくら市教育委員会事務局 学校教育課
- 特徴：空調設備あり
- 利用可能時間：平日日中は学校利用、夜間・土日祝もスポーツ団体利用あり
空き時間帯で利用可能

2. 佐賀県

（1）基本情報

- 担当部署：佐賀県庁 SAGA スポーツピラミッド推進チーム
- 所在地：佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1-59
- 人口：781,351 人（令和 7 年推計人口：10 月 1 日現在）
- 20 歳以上人口：626,661 人（令和 7 年推計人口：10 月 1 日現在）
- 65 歳以上人口：249,052 人（令和 7 年推計人口：10 月 1 日現在）
- 高齢化率：31.9%（令和 7 年推計人口：10 月 1 日現在）
- 週 1 回以上の運動・スポーツ実施率：30.8%（令和 7 年度）
- 地方スポーツ推進計画：策定済み
 - SAGA スポーツピラミッド構想基本方針
(<https://ssp.saga.jp/about/>)
 - 佐賀県施策方針 2023
(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00398133/index.html>)

- その他参考情報：SAGA スポーツピラミッド構想

佐賀県では、世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じてスポーツ文化(する、観る、支える、育てる、稼ぐ)の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立することで、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりをすすめる「SAGA スポーツピラミッド構想」を推進。2025 年 3 月、新たに SAGA スポーツピラミッド構想推進条例を制定。

(2) 活用予定施設

① 九州クライミングベース（多久高校スポーツクライミング施設）

- ・ 設置年：2023 年（令和 5 年）
- ・ 所在地：佐賀県多久市北多久町大字小侍 23（佐賀県立多久高校内）
- ・ 面積：ボルダー棟（576.92 m²）、リード・スピード棟（409.60 m²）、
付属棟（134.25 m²）※3施設ともに運動場に設置。
- ・ アクセス：JR 中多久駅から徒歩 12 分、駐車場あり
- ・ 管理主体：多久高校
- ・ 主な設備：リードウォール（高さ 15.0m × 高さ 12.0m）
スピードウォール（高さ 15.6m × 幅 6.0m）
ボルダーウォール（高さ 4.8m × 幅 30.0m） ※空調、シャッター有。
附属棟（トイレ、更衣室、倉庫）
- ・ 利用可能時間：平日朝・午後、夕方以降は部活動利用。
- ・ 課題：PF と連携しながら運営しているが、管理者の常駐が難しく、現在の外部利用は団体のみ受付（個人利用は不可）。高校内の施設であるため、教育活動への影響や安全管理に配慮が必要。

② 鳥栖レスリングセンター（鳥栖工業高校レスリング場）

- ・ 設置年：2022 年（令和 4 年）
- ・ 所在地：佐賀県鳥栖市元町 1918（佐賀県立鳥栖工業高校内）
- ・ 面積：562 m²（2 階建）
- ・ アクセス：鳥栖駅から徒歩 10 分、元町バス停から徒歩 1 分、バス運行頻度約 20 分に 1 便
- ・ 管理主体：鳥栖工業高校
- ・ 主な設備：レスリングマット 2 面、トレーニングジム（スミスマシン、エアロバイク等）、シャワー室、サウナ、ミーティングルーム等
- ・ 利用可能時間：9:00～12:00、13:00～14:00 の利用可能性あり。
朝練・昼練・夕方練習時間帯は部活動専用
- ・ 課題：機材等について、高性能な機器を設置している一方、校舎中央部に位置しているため、外部からの利用について、教育活動への影響や安全管理に配慮が必要。

令和８年度
「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進
のための先進モデル構築事業」

総 合 評 価 基 準

令和８年８月２６日
スポーツ庁健康スポーツ課

本資料は、スポーツ庁健康スポーツ課が調達する令和８年度「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業」を実施するための委託事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙１の評価項目及び得点配分基準及び別紙２の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等がスポーツ庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- （１）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- （２）仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合 計
配 点	５０	１００	１５０

4 総合評価の方法

- （１）入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、１の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に２の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- （２）上記数値の最も高い者が２人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

令和8年度「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業」に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 事業の内容及び実施方法 [5 0 点]	25	25
	1-1 事業の目的及び趣旨との整合性	10	10
●	* 1-1-1 事業目的及び趣旨との整合性がとれていること。 * 1-1-2 事業趣旨と事業対象が的確に捉えられており、仕様書に記載の内容について全て提案されていること。 [仕様書に示した内容以外で、独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。]	5 5	— 10
	1-2 事業実施方法の妥当性・独創性	10	10
●	* 1-2-1 事業の実施方法が妥当で具体的かつ明確であること。 [その手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。] * 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。	5 5	10 —
	1-3 作業計画の妥当性、効率性	5	5
●	* 1-3-1 事業（イベント開催含む）の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。 [各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。]	5	5
	2 組織の経験・能力 [2 5 点]	12	13
	2-1 組織の類似業務の経験	—	6
	2-1-1 過去に学校体育施設等の管理運営業務の実績や、当該施設における運動プログラム等の実施経験があればその内容に応じて加点する。	—	6
	2-2 組織の業務実施能力	12	4
	* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。また再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。	6	—
	2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	—	4
	* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制	—	3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	—	3
	3 業務担当予定者の経験・能力 [1 5 点]	3	12
	3-1 業務従事予定者の類似業務の経験	—	6
	3-1-1 過去に学校体育施設等の管理運営業務の実績や、当該施設における運動プログラム等の実施経験があればその内容に応じて加点する。	—	6
	3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性	3	6
	* 3-2-1 業務遂行のため、事業内容に関する知識・知見を有していること。	3	—
	3-2-2 事業担当者について、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有していれば加点する。	—	6
	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5 点]	—	5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組	—	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。] ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	—	5

	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5 点]	—	5
	5-1 賃上げの表明	—	5
	以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応募者が選択するものとする)		
	5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。		
	5-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	—	5
	※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。		
	合 計 [1 0 0 点]	40	60

※ 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入を行わずに合計点数を算出する。

※ 基礎点の評価は必須とする要求要件を満たしていれば満点、満たしていなければ0点となります。基礎点には満点か0点のいずれかしかありません。そして一つの項目でも0点があれば、その競争参加者はその時点で不合格となります。

令和8年度「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業」に係る加点付与基準

加点評価項目	評価区分		
	大変 優れている	優れている	やや 優れている
1 事業の内容及び実施方法			
* 1-1-2 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
* 1-2-1 事業成果を高めるための工夫について	10	6	2
* 1-3-1 事業の日程・手順等の効率性について	5	2	1
2 組織の経験・能力			
2-1-1 過去に学校体育施設等の管理運営業務の実績や、当該施設における運動プログラム等の実施経験について	6	3	1
2-2-2 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1 円滑な事業遂行をする上で十分な人員体制の構築について	3	2	1
3 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1 過去に学校体育施設等の管理運営業務の実績や、当該施設における運動プログラム等の実施経験について	6	3	1
3-2-2 過去に類似の研究や業務に従事した実績について	6	3	1
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるばし認定企業・プラチナえるばし認定企業）等			
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）		1	
・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		3	
・ 認定段階 3		4	
・ プラチナえるばし認定企業		5	
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）			
・ 行動計画（令和7年4月1日以後の基準）		1	
・ くるみん（平成29年3月31日までの基準）		2	
・ トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）		3	
・ トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）		3	
・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）		3	
・ くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）		3	
・ くるみん（令和7年4月1日以後の基準）		4	
・ プラチナくるみん		5	

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定		
・ ユースエール認定		4
○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定 （Bronze、Bronze+、Silver、Silver+、Gold、Gold+）		
・ スポーツエールカンパニー認定		2
・ スポーツエールカンパニー+（プラス）認定		3
・ Bronze（ブロンズ）認定		3
・ Bronze+（ブロンズプラス）認定		4
・ Silver（シルバー）認定		4
・ Silver+（シルバープラス）認定		5
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
5 賃上げを実施する企業に関する指標		※5-1-1と5-1-2のいずれかを加点するものとする。
5-1-1	入札者である中小企業※ 2 等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
5-1-2	入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	5
※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 1 2 月 1 7 日付財計第 4 8 0 3 号）第 5 による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては 6 点減点する。		

審 査 要 領

令和８年度「学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第１ 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第２ 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の技術提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去５年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去５年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去５年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に利害関係があり、審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

- ２ 前項の１号から６号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、７号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。
- ３ 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- ４ 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第３ 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に報告しなければならない。

- ２ スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない